

役員報酬等規程

平成17年9月1日施行

第1条 この規程は、佐賀県信用保証協会の常勤及び非常勤の理事及び監事の報酬並びに常勤の理事及び監事の期末特別手当、及び通勤手当に関する事項を定めるものとする。

第2条 常勤及び非常勤の理事及び監事の報酬は、理事会において承認を得た額とする。

2 報酬の支給方法は、常勤役員については職員の例に準じ、非常勤役員については理事会、監事会開催の都度とする。

第3条 期末特別手当及び通勤手当は、給与規程に準じて支給する。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。